

閣甲第六二号 起 昭和三十五年 七月三十一日
閣議決定 昭和三十五年 七月三十一日 施行昭和 年 月 日
上奏昭和三十三年 七月三十一日 公布昭和三十三年 七月三十一日

内閣総理大臣 岸

内閣官房長官 西
 法制局長官
 内閣官房副長官

内閣参事官

小島國務大臣	中山國務大臣	鈴木國務大臣	江崎國務大臣
小坂國務大臣	南條國務大臣	石橋國務大臣	池水國務大臣
水田國務大臣	石井國務大臣	橋本國務大臣	高橋國務大臣
東木國務大臣	南國務大臣	山崎國務大臣	西川國務大臣

別紙参議院議長奏上

東海道幹線自動車国道建設法を公布

内閣

することについて

右閣議に供する。

裏面白紙

東海道幹線自動車国道建設法をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十五年七月二十九日

内閣総理大臣

法律第百一十九号

(奏上のとおり。)

運輸大臣

建設大臣

内閣総理大臣

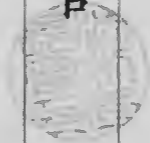
内閣

別紙 東海道幹線自動車国道建設法

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

昭和三十五年 七月十九日

法制局長官



法制局

この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

運輸大臣

建設大臣

内閣総理大臣

法制局

法制局 第五一 号
昭和三十五年七月十八日

国会は東海道幹線自動車国道
建設法の公布を奏上いたしま
す。

昭和三十五年七月十五日

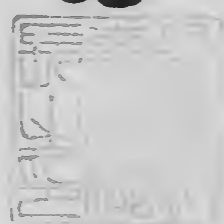
参議院議長 松野鶴平



閣甲 六二

参議院

参議院事務総長 河野義克



東海道幹線自動車国道建設法

(目的)

第一条 この法律は、わが国の経済の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する自動車の高速交通の用に供する幹線自動車国道の緊急な整備を図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

(予定路線)

第二条 前条に規定する幹線自動車国道(以下「東海道幹線自動車国道」という。)の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

(路線の指定)

第三条 東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

(政令案の作成)

第四条 運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

(整備計画)

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に関する整備計画を定

めなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第三十九号)第一条に規定する東海道幹線自動車国道」を加える。

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東海道幹線自動車国道建設法第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第四条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣は、」の下に「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決定された場合」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を加える。

第十一条第二項中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第二十三条第一項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法」を加える。

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第二条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律

第百十九号)第五条に規定する整備計画」を加える。

